

国立研究開発法人海洋研究開発機構の見直し内容

令和 7 年 8 月 29 日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「本法人」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第 4 期海洋基本計画（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）においては、主柱である「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」とともに、着実に推進すべき主要施策として、科学的知見の充実、海洋における DX の推進、北極政策の推進、国際連携・国際協力、海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進等が位置付けられている。加えて、海洋基本計画に掲げられている施策のうち、海洋立国の実現に向けて我が国の総合的な国力の向上その他の国益の観点から特に重要なミッションが定められた海洋開発等重点戦略（令和 6 年 4 月 26 日総合海洋政策本部決定）においては、海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進及び北極政策における国際連携の推進等が位置付けられている。

国際的な状況をみると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）が採択され、海洋科学の推進により SDG14 「海の豊かさを守ろう」を達成するため、令和 3 年から令和 12 年までの 10 年間に集中的に取り組む「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議）が宣言された。更に、「G7 海洋の未来イニシアチブ」（平成 28 年 5 月）が発足し、海洋観測の強化等の推進が支持されるとともに、G7 科学技術大臣会合仙台コミュニケ（令和 5 年 5 月）において、両極域と深海をはじめとするデータ空白域における観測の強化や研究調査船、アルゴフロート、係留系、衛星等の海洋観測プラットフォームを利活用した包括的な海洋観測の実施や海洋のデジタルツインの開発による観測とモデリングの両方の利用の向上が

盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。

本法人は、第4期中長期目標期間において海洋の幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。次期中長期目標期間では、上述の国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、複数の研究船や探査機等を保有している本法人の強みを生かした海洋の調査・観測や多様な研究開発による高水準の成果の創出及びその普及・展開等、引き続き我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが政策上求められている。

本法人がこれらの役割を果たし、国民からの期待に応えていくため、これまでの取組を一層発展させ、海洋に関する科学的知見の充実を図るとともに、以下に示す課題に取り組む必要がある。

- ・「総合的な海洋の安全保障」に資する海洋由来の自然災害への対応の強化、海洋状況把握（MDA）体制の確立に資する海洋調査・観測体制の強化
- ・「持続可能な海洋の構築」に資する海洋環境の維持・保全と持続可能な利用、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発の推進
- ・海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーションの創出、人材育成と国民の理解の増進への貢献

以上の課題の達成のためには、産業界、大学、研究機関、府省庁、地方公共団体等との更なる連携も必要不可欠であり、関係機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することが期待される。

また、これらに取り組むために必要な人材の育成・確保や、財務基盤の強化とともに、法人内での分野間の連携を推進しつつ法人一体となって課題に取り組むため、組織の見直しに係る検討及びガバナンスの強化に向けた取組が求められる。

更に、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、独立行政法人はサイバーセキュリティ対策を講じることが求められている。

加えて、国際的に信頼性のある研究環境を構築するとともに、研究者が安心して研究できる環境を守るため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日関係府省申合せ）」及び「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、

機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じることが求められている。

2. 講ずるべき措置

上述した政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

(1) 中長期目標期間

本法人は、海洋基本計画等の長期的な国の政策に対応して研究開発を行う国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、第4期に続き中長期目標期間を7年とする。

(2) 中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を分野の特性に応じて具体化した指標を設定することとする。

○重点的研究開発課題

国立研究開発法人に求められる研究開発成果の最大化に向けて、第4期海洋基本計画や海洋開発等重点戦略等に定められた施策を着実に実行する。特に、以下の研究開発課題に重点的に取り組む。

- ・ 地球環境変動の仕組みの把握、地震・火山・津波の発生メカニズムの理解とそれらが引き起こす災害対策への貢献、物質循環像・資源形成機構・環境影響の解明、海洋・地球・生命と人間活動の相互作用とその将来変動の予測や海洋デジタルツインの構築などを通じた、極域を含め地球規模現象の理解と課題の解決に資する研究開発の推進
- ・ 海における地球生命の誕生や初期進化とそれに続く海洋生態系の多様化と進化の理解、現在進行する環境変動の海洋生態系への影響やその予測に対する知的基盤の構築、海洋生態系特有の役割や機能の利活用の推進を通じた、人類の知的資産の創造や新たなイノベーションの創出への貢献
- ・ 調査・観測等により取得したデータの統合及び解析機能の強化による、有用な情報の創生と発信
- ・ 広域かつ大水深への対応が可能な海洋調査・深海探査システムの実現に向け、高精度化、無人化・省力化、効率化、小型化等を目指した工学的な基礎研究

や要素技術開発の強化、推進

○海洋科学技術の中核的機関としての機能強化

本法人が、海洋科学技術の中核的機関として、大学や研究機関を含めた我が国の関連分野の研究開発力の強化に必要な役割を果たすとともに、成果の社会実装を着実に進めていくためには、海洋科学技術の共用基盤を確実に提供し、国民の理解を得る情報発信や外部とのインターフェース機能を強化し、本法人をハブとして国内外を問わず産業界、大学、研究機関、府省庁、地方公共団体等との共創を推進することが必要である。このため、国際ワークショップやシンポジウムを通じて国内外の研究コミュニティのニーズを的確かつタイムリーに捉えつつ支援するとともに、必要な組織体制の整備、国内外の関係機関との交流を進めることで、将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術を通じて経済・社会的課題の解決に資するため、次世代人材の育成及び裾野の拡大に貢献する海洋 STEAM 教育などの取組を推進し、分野の壁にとらわれず国内外の優秀な研究者の確保に取り組み、研究環境の整備に努める。

○財務内容に関する取組

研究開発活動を更に活性化させるため、競争的資金等の外部資金獲得、国内外の民間企業や研究機関との連携強化及び研究開発成果や知的財産の戦略的な活用等、自己収入の増加に向けた取組を推進する。

○運営及び組織に関する取組

第4期中長期目標期間の状況を踏まえ、組織のマネジメント機能をより一層強化する必要がある。研究開発成果の最大化という国立研究開発法人としてのミッションの遂行のため、理事長のリーダーシップの下、業務運営の在り方を不斷に見直す。特に、我が国全体の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーション創出に向けた柔軟な組織運営に配慮しつつ、本法人を挙げて目標を達成するための適切な体制やマネジメントを実現するとともに、国立研究開発法人の職員としての一人一人の意識改革に取り組む。また、研究活動の国際化・オープン化に伴うセキュリティ上の新たなリスクにも対応し、本法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制環境を整備・運用し、コンプライアンス及び安全衛生の確保を徹底した上で、適正に業務を行う研究環境を構築する。

○研究セキュリティ・研究インテグリティへの対応

「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」及び「研究活動の国際

化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」等を踏まえ、必要となる研究セキュリティ・研究インテグリティ対策を引き続き推進する。

○サイバーセキュリティ対策の推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って本法人が定めたサイバーセキュリティ対策の基本方針及び対策基準や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、必要となるサイバーセキュリティ対策を引き続き推進する。